第3
1.3規則　訓練及び資格

目的　船員が船舶における職務を遂行するために訓練され、又は資格を有することを確保すること。

1　船員は、職務を遂行するための訓練を受け、若しくは能力を有すると証明され、又はその他の方法によって職務を遂行するための資格を有しない限り、船舶において労働してはならない。

2　船員は、船舶における人命の安全のための訓練を良好に修了していない限り、船舶において労働することは認められない。

3　国際海事機関によって採択された義務的な文書に基づく訓練及び資格証明は、1及び2に定める要件を満たすものとみなす。

4　この条約の批准の時に、千九百四十六年の有能海員の資格証明条約（第七十四号）に拘束される加盟国は、同条約が対象とする事項について規定する義務的な規定が国際海事機関によって採択され、かつ、効力を生ずる日までの又はこの条約が第八条3の規定に従って効力を生じた時から五年を経過する日までのうちいずれか早い日まで引き続き同条約に基づく義務を履行する。

第4
1.4規則　募集及び職業紹介

目的　船員の募集及び職業紹介のための効果的かつ十分に規制された制度を船員が利用することができることを確保すること。

1　全ての船員は、無料で船舶における雇用を見出すための制度であって、効果的な、適当な及び透明性のあるものを利用することができる。

2　加盟国の領域内において運営されている船員の募集及び職業紹介のための機関は、規範に定める基準に適合するものとする。

3　加盟国は、自国を旗国とする船舶において労働する船員に関し、この条約の適用を受けない国又は領域に本拠を置く船員の募集及び職業紹介のための機関を利用する船舶所有者に対し、当該船員の募集及び職業紹介のための機関が規範に定める要件に適合することを確保するよう要求する。

A4
1.4基準　募集及び職業紹介

1　公共の船員の募集及び職業紹介のための機関を運営する加盟国は、当該船員の募集及び職業紹介のための機関がこの条約に定める船員の雇用に関する権利を保護し、及び促進する秩序ある方法で運営されることを確保する。

2　加盟国が自国の領域内で運営される民間の船員の募集及び職業紹介のための機関であって、主たる目的が船員の募集及び職業紹介であるもの又は相当数の船員を募集し、及び紹介するものを有する場合には、当該船員の募集及び職業紹介のための機関は、標準化された制度であって免許、資格証明その他の形態の規制に関するものに適合する場合にのみ運営される。この制度は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後にのみ構築し、修正し、又は変更する。この条約が一の民間の船員の募集及び職業紹介のための機関に適用されるか否かについて疑義がある場合には、その問題については、加盟国の権限のある機関が関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後決定する。民間の船員の募集及び職業紹介のための機関の過度の増加は、奨励してはならない。

3　2の規定は、権限のある機関が関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議の上、適当であると決定する限りにおいて、加盟国を旗国とする船舶に当該加盟国の国民である船員を供給するために当該加盟国の領域内において船員団体が運営する船員の募集及び職業紹介のための機関についても、適用する。この3の規定の適用を受ける船員の募集及び職業紹介のための機関は、次の条件を満たすものとする。

(a)　当該船員の募集及び職業紹介のための機関が当該船員団体と船舶所有者との間の団体交渉の合意に従って運営されること。

(b)　当該船員団体及び船舶所有者の双方が当該加盟国の領域内に本拠を置いていること。

(c)　当該加盟国が、当該船員の募集及び職業紹介のための機関の運営を認める団体交渉の合意を承認し、又は登録する国内法令又は手続を有すること。

(d)　当該船員の募集及び職業紹介のための機関が秩序ある方法で運営され、並びに船員の雇用に関する権利を保護し、及び促進するための措置であって5に規定する措置と同等のものがとられていること。

4　第4
1.4規則及びこの基準のいかなる規定も、

(a)　船員及び船舶所有者の需要を満たすための政策の枠組みにおいて、加盟国が無料かつ公共の船員の募集及び職業紹介のための機関（全ての労働者及び使用者のための公共職業安定組織の一部を構成するものであるか又は当該公共職業安定組織と調整が図られているものであるかを問わない。）を維持することを妨げるものと解してはならない。

(b)　加盟国に対し、その領域内において民間の船員の募集及び職業紹介のための機関を運営するための制度を構築する義務を課するものと解してはならない。

5　2に規定する制度を採用する加盟国は、自国の法令その他の措置において少なくとも次のことを行う。

(a)　船員の募集及び職業紹介のための機関が、船員がそのための資格を有する職業を得ることを妨げ、又は抑止することを意図した手段、仕組み又は名簿を用いることを禁止すること。

(b)　船員の募集若しくは職業紹介又は船員への雇用の機会の提供のための手数料その他の料金（船員が国内法令に定める健康証明書、船員手帳及び旅券又は他の類似の個人の旅行証明書を取得するための経費を除く。ただし、当該経費には査証に係る経費を含まないものとし、査証に係る経費は、船舶所有者が負担する。）の全部又は一部を直接又は間接に船員が負担しないよう要求すること。

(c)　自国の領域内において運営される船員の募集及び職業紹介のための機関が次のことを行うことを確保すること。

(i)　権限のある機関による検査の際に利用することができるようにするため、当該船員の募集及び職業紹介のための機関を通じて募集され、又は紹介された全ての船員の最新の登録簿を維持すること。

(ii)　船員が勤務に先立ち又はその過程において雇用契約の下での自己の権利及び義務について通知されていること並びに船員が雇用契約に署名する前及び署名した後に当該契約を検討するため並びに船員が当該契約の写しを受け取るために適正な措置がとられていることを確認すること。

(iii)　当該船員の募集及び職業紹介のための機関によって募集され、又は紹介された船員がその職務に必要な資格を有し、及びその職務に必要な文書を所持していること並びに当該船員の雇用契約が関係法令及び雇用契約の一部を構成する団体交渉の合意に適合していることを確認すること。

(iv)　実行可能な限り、船員が外国の港に取り残されることのないよう保護する手段を船舶所有者が有することを確認すること。

(v)　当該船員の募集及び職業紹介のための機関の活動に関する全ての苦情について調査し、及び対応し、並びに解決されなかった苦情について権限のある機関に通知すること。

(vi)　当該船員の募集及び職業紹介のための機関又は船員の雇用契約の下で関係する船舶所有者が船員に対する義務を履行しないことによって当該船員が負うこととなる金銭的損失を補償するため、保険又はこれと同等の適当な措置によって保護する制度を構築すること。

6　権限のある機関は、関係する加盟国の領域内において運営される全ての船員の募集及び職業紹介のための機関を注意深く監督し、及び規制する。領域内における民間の船員の募集及び職業紹介のための機関の運営のための免許、証明書又はこれらに類する許可については、当該船員の募集及び職業紹介のための機関が国内法令の要件を満たしていることを確認した後にのみ、与え、又は更新する。

7　権限のある機関は、船員の募集及び職業紹介のための機関の活動に関する苦情を必要に応じて調査するための適当な制度及び手続であって、適当な場合には船舶所有者及び船員の代表が関与するものが存在することを確保する。